



〒975-0031
福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地
TEL:(0244)26-1315
FAX:(0244)26-1318
E-mail:sousou.kyouiku@pref.fukushima.lg.jp

令和 8 年度地域学校協働本部事業 協働活動推進研修
地域連携担当教職員等研修会相双地区研修(6/24)

6 月 24 日(水)に地域連携担当教職員等研修会を行いました。
「令和 9 年度・10 年度のコミュニティ・スクール(CS)導入に向けて」、
地域連携担当教職員等が果たすべき役割の大きさを強く実感しました。

【熟議】では、自校も含め多くの学校が「思うように準備が進まない」「地域との連携がまだスムーズにいかない」という共通の足踏み状態や焦りを抱えていることが確認できました。

CS マスターの安齋宏之先生から「完璧な形を目指すのではなく、まずは学校の教育ビジョンを地域に開き、小さな対話から始めることが重要」という助言をいただきました。お互いの立場を尊重し、「私たちならこうする」を本音で語り合えたことで、今後の突破口が見えてきた研修会でした。



～講義「CS R9年度,R10 年度のスタートに向けて」～

1,コミュニティ・スクール(CS)の核心

コミュニティ・スクールとは、法律に基づき教育委員会が設置する「学校運営協議会」を持つ学校のこと。

従来の学校評議員制度(個人の意見を聴く独立性の機関)とは異なり、「合議制(一つの意見に集約する)の機関」で、責任を持つ。

<主な 3 つの権限>

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- ②学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べることができる。
- ③教職員の任用について教育委員会に意見を述べるができる。※人事が混乱するという誤解が生じやすいが、実際にはそんなことはない。

<成功するためのポイント>

「汗をかく人」を委員に選ぶ…地域の充て職(肩書だけの偉い人)は多忙で学校に来られないことが多い。校長の経営方針に賛同し、実際に学校へ足を運んで一緒に動いてくれる人を校長の推薦も含めて選ぶことが重要。また、大学生などの若い人材も有効である。

<承認プロセスを共有する>

年度末に校長が出してきた方針をただ形だけで承認するのではなく、1 年間かけて協議を積み重ねてきた結果として、承認するプロセスが大切。承認した以上は、地域も学校運営に協働で責任を負うようになる!

2, 現代の学校・地域が抱える課題と CS の必要性

「今、学校と地域が連携しなければならない理由とは…」

- ①学校の抱える困難: 不登校の急増(昨年度 35 万人)やいじめの深刻化。
- ②教員の働き方改革と担い手不足: 若者の教職離れ(採用倍率の低下や直前辞退)が深刻であり、先生が子どもと向き合う時間を確保するためには、地域の理解と協力が不可欠。また法改正により「働き方改革(業務量管理等)」を学校運営の基本方針に盛り込むことが義務化。
- ③地域コミュニティの希薄化: 震災や過疎化、コロナ禍を経て弱まった地域のつながりを、「子どもや学校」という身近な存在を核として再生していく必要がある。

3, 具体的に推進するためのアプローチ

CS と地域学校協働活動を「車の両輪」として、一体的に推進することが、学校の改善と地域づくりの双方につながる。

- ①価値ある目標(教育目標)の共有
「〇年度までにこういう子どもを育てる」という期限と覚悟を設けることで、学校の行動(教育課程)が変わる。
- ②学校課題の共有と優先順位づけ
認識を共有し、解決の優先順位を合意形成する。
- ③地域学校協働活動の注意点
対等なパートナーとしての活動を目指す。
- ④適切な運営体制
基本は、「1 校に対して 1 協議会」

地域連携担当教職員をはじめ、地域のコーディネーターや市町村教育委員会の関係者など、多様な立場の参加者でグループを構成し【熟議】を行いました。「今後の方向性や横のつながり」など、それぞれの立場から一歩踏み出せる具体的な取組について、意見を交わし、考察を深めました。

